目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

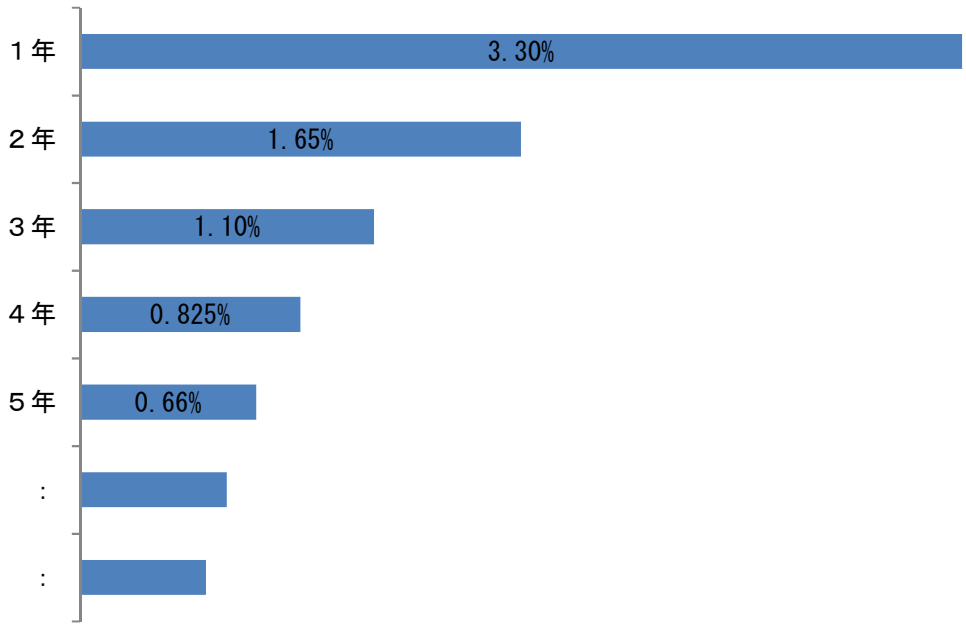
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2026.5.15

FRANKLIN TEMPLETON

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型）

追加型投信／海外／債券



	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券・一般））	年12回（毎月）	オセアニア	ファミリーファンド	なし
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

- 本書により行う「フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）」および「フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月14日に関東財務局長に提出しており、2026年5月15日にその届出の効力が生じております。
 ※上記ファンドを、「毎月分配型」および「年2回決算型」ということがあります。また、総称して「当ファンド」ということがあります。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行います）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号
設立年月日：1998年4月28日　　資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆2,016億円
（2026年2月末現在）

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行います）

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

URL https://www.franklintempleton.co.jp

TEL 03-5219-5940
（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

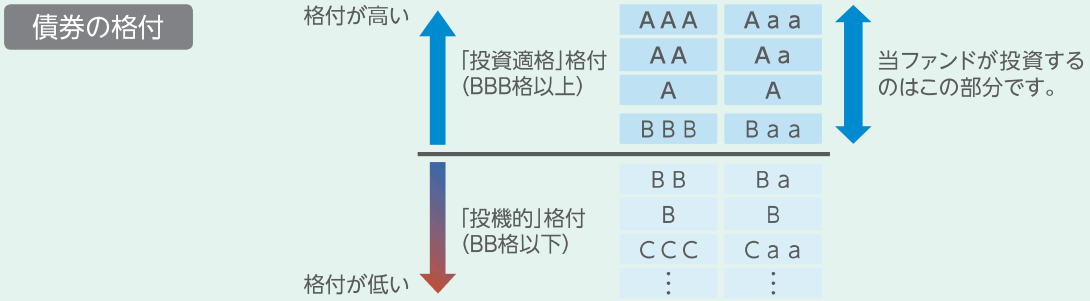
ファンドの目的

主にニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

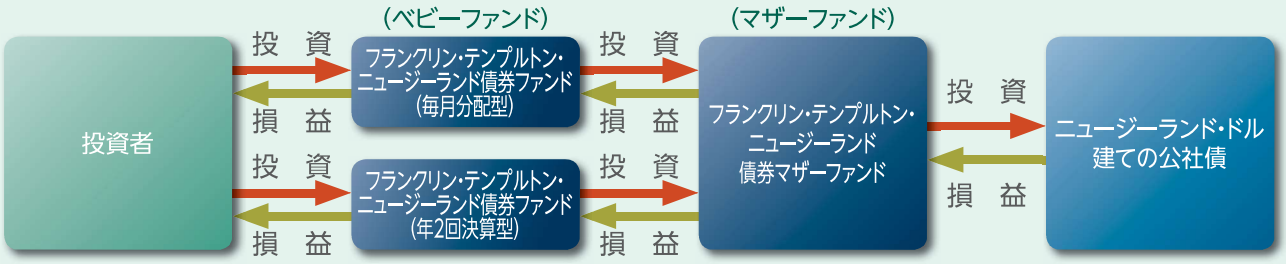
特色1　主としてニュージーランド・ドル建ての債券に投資を行います

- フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主としてニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資を行います。
- 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB－／Baa3以上）の格付けが付与された、またはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。



- ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色2　原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円とニュージーランド・ドルとの為替変動の影響を受けます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3　運用はフランクリン・テンプルトン・グループのウエスタン・アセットが行います

●マザーファンドの運用にあたっては、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に運用の指図に関する権限を委託します。

WESTERN ASSET

ウエスタン・アセット

ー設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
ー運用資産約2,222億米ドル。（約35兆円）*

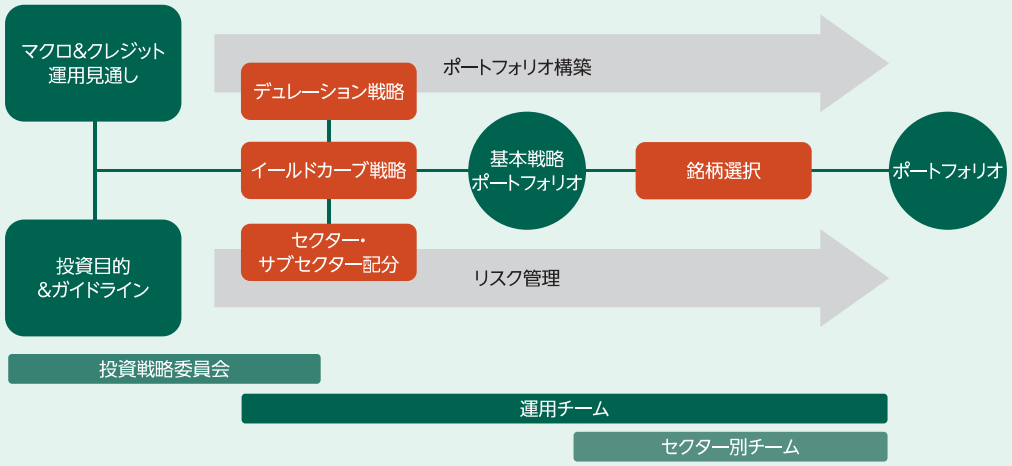
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

ーマザーファンドの投資顧問会社
ー運用資産約114億米ドル。（約1.8兆円）*

*2025年12月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月末現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.56円）によります。

運用プロセス

最高運用責任者、シニア・エコノミストのほか、債券のセクター別のシニアクラス・メンバー等が参加するミーティング（投資戦略委員会）において投資環境の分析及び市場の見通しの策定が行われ、基本的な運用戦略が決定されます。ポートフォリオの構築では、運用ガイドラインを考慮しながら、運用戦略が遂行されます。個別銘柄は、セクター別チームによるボトムアップ・リサーチをベースに選択されます。



※運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色4

毎月分配型と年2回決算型があります

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）

毎月の決算時に、安定した分配を行うことを目指します。



フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）

年2回の決算時に、元本の成長を重視して分配金額を決定します。



（注）委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（毎月分配型）
毎決算時（毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド（年2回決算型）
毎決算時（毎年2月15日および8月15日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

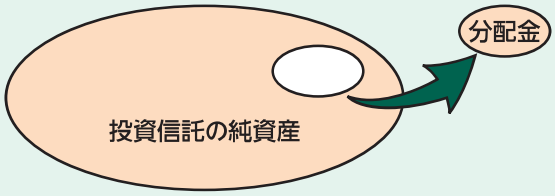
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

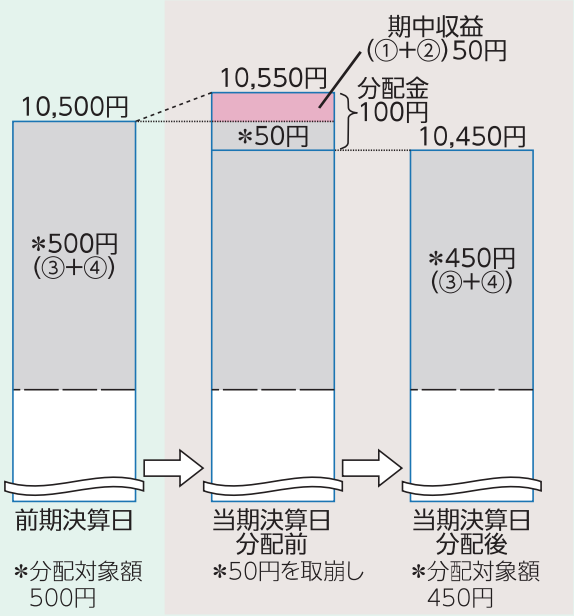
投資信託で分配金が支払われるイメージ



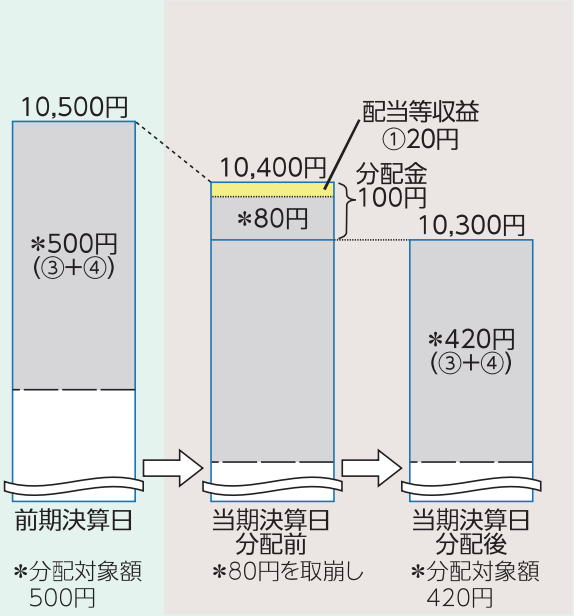
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

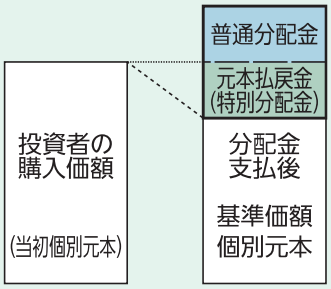


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

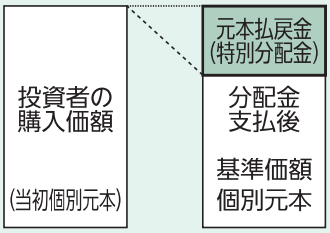
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普　通　分　配　金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

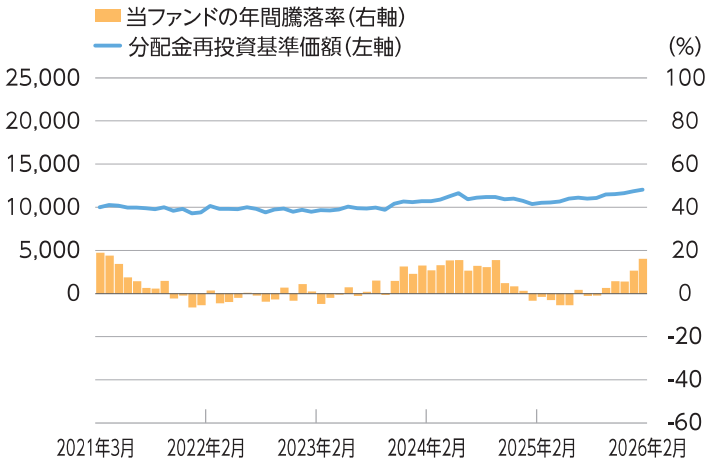
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

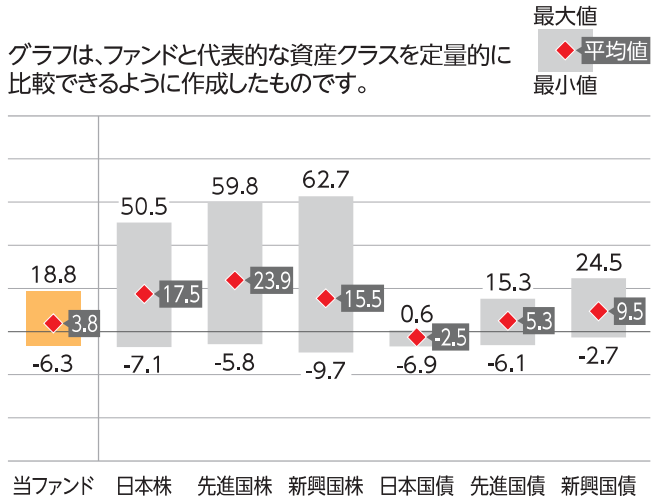
2021年3月末～2026年2月末



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年3月末～2026年2月末



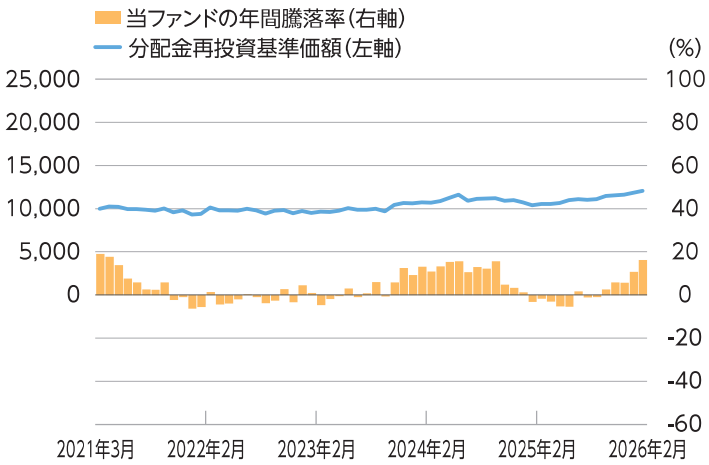
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

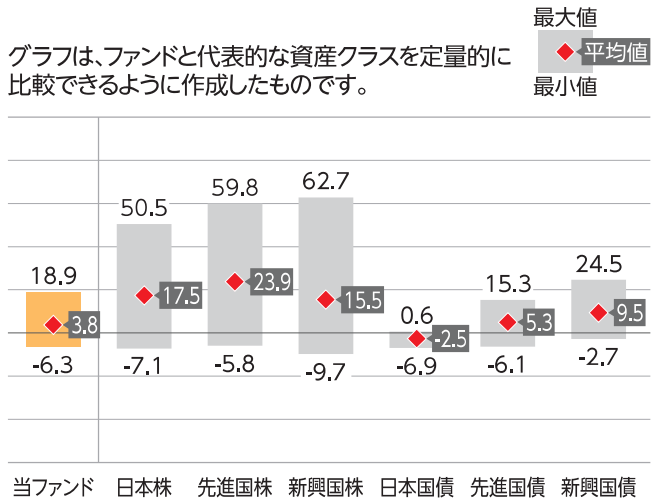
2021年3月末～2026年2月末



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年3月末～2026年2月末



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

（※）各資産クラスの指数
　日本株　･･･東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
　先進国株･･･MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
　新興国株･･･MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
　日本国債･･･NOMURA-BPI国債
　先進国債･･･FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
　新興国債･･･JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

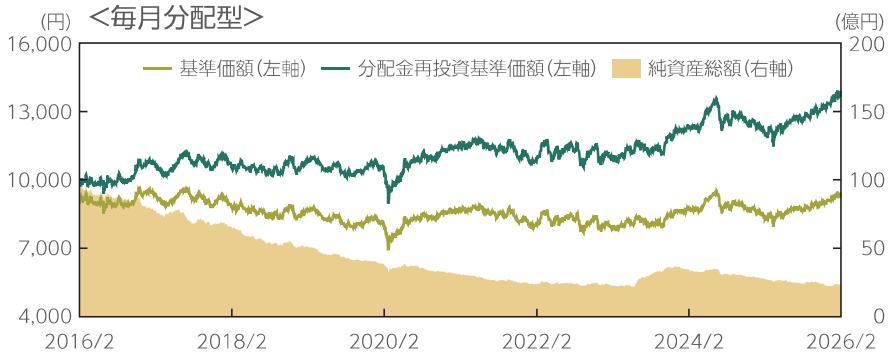
運用実績

基準日:2026年2月27日

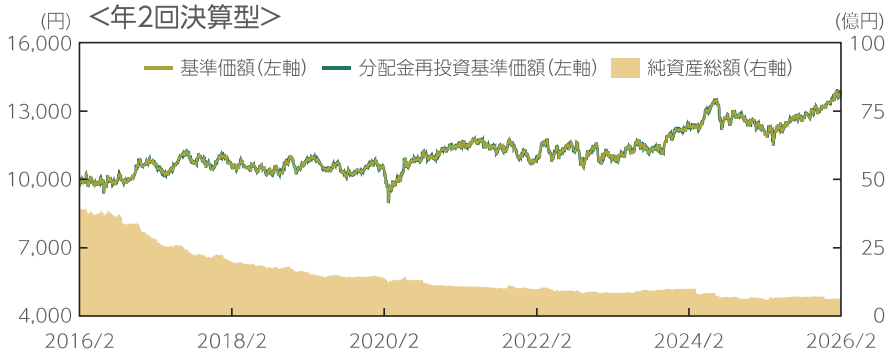
基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2016年2月末～2026年2月末

<毎月分配型>



<年2回決算型>



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

基準価額・純資産／分配の推移

基準価額	純資産総額
9,407円	24億円

2025年10月	15円
2025年11月	15円
2025年12月	15円
2026年 1 月	15円
2026年 2 月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,475円

基準価額	純資産総額
13,851円	6億円

2024年 2 月	0円
2024年 8 月	0円
2025年 2 月	0円
2025年 8 月	0円
2026年 2 月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券マザーファンド)

種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	40.20
地方債証券	12.97
社債券	44.75
現金・預金・その他の資産	2.08
合計	100.00

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

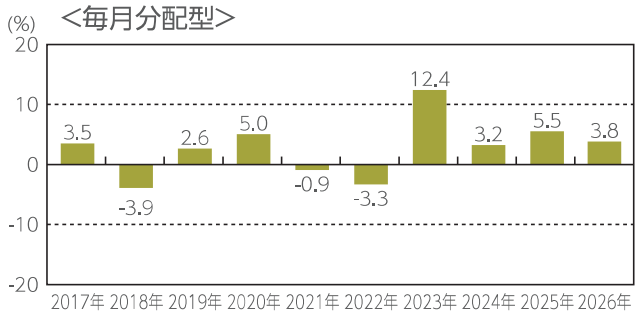
組入上位10銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	1.500	2031年 5 月15日	5.93
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	4.250	2036年 5 月15日	5.89
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	2.000	2032年 5 月15日	4.73
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	3.500	2033年 4 月14日	4.61
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	4.250	2034年 5 月15日	4.40
NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	ニュージーランド	地方債証券	3.500	2033年 4 月14日	4.22
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	2.750	2037年 4 月15日	3.81
NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	4.500	2035年 5 月15日	3.79
HOUSING NEW ZEALAND LTD	ニュージーランド	社債券	1.534	2035年 9 月10日	3.17
BANK OF NEW ZEALAND	ニュージーランド	社債券	5.872	2028年 9 月 1 日	2.75

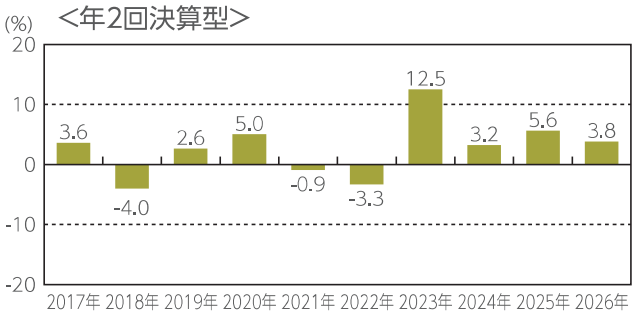
※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.04%、「年2回決算型」は100.04%組入れております。

年間収益率の推移

<毎月分配型>



<年2回決算型>



※ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年5月15日から2026年11月17日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	メルボルン、オークランドまたはウェリントンの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングできる場合があります。なお、スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（2014年2月28日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<毎月分配型>　毎月15日（休業日の場合は翌営業日） <年2回決算型>毎年2月15日および8月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	各ファンド　3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	2月と8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 <年2回決算型>は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <毎月分配型>は、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。 詳しくは、委託会社または販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="5">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="4">申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.85％（税抜3.50％）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="4">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="5">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="4">純資産総額に対し年率1.43％（税抜1.30％）
※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配分および
役務の内容</td><td>委託会社</td><td>0.63％（税抜）</td><td>委託した資金の運用、基準価額の計算等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>0.63％（税抜）</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>0.04％（税抜）</td><td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
<tr><td>その他の
費用・手数料</td><td colspan="4">売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等
原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。
その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。）
日々の純資産総額に年率0.05％を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
<主要な手数料等を対価とする役務の内容>
売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用
※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</td></tr>
</table>

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・法人の場合は上記とは異なります。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
・上記は2026年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報　ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
毎月分配型	1.53%	1.42%	0.11%
年2回決算型	1.53%	1.42%	0.11%

・対象期間は2025年8月16日～2026年2月16日です。
・対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
・当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
・詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

Memo

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

（本ページは目論見書の内容ではございません。）


FRANKLIN
TEMPLETON